

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられ、平成31年10月1日からは10%へ引き上げられる予定です。引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度旭市一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 480, 000千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11, 034, 916千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

区分	予算科目			平成31年度 予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費 税交付金(社会 保障財源化分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	87,862	17,374	4,600	6,146	59,742	4,591
			2.障害者福祉費	1,548,119	1,094,526		11,388	442,205	33,981
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	80,153	2,905		6,444	70,804	5,441
			2.後期高齢者医療費	3,540	0		2,073	1,467	113
			3.生活支援費	23,978	0		8,016	15,962	1,227
			4.介護保険費	185	131		0	54	4
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	994,849	499,847		56,739	438,263	33,678
			2.母子父子福祉費	339,845	116,860		0	222,985	17,135
			3.児童措置費	973,975	822,044		0	151,931	11,675
			4.児童福祉施設費	322,692	0	288,200	0	34,492	2,651
			5.障害児福祉費	123,967	79,290		7,887	36,790	2,827
			6.保育所費	1,230,659	388,940		372,444	469,275	36,061
		4.生活保護費	2.扶助費	652,404	489,303		16,000	147,101	11,304
保健衛生	4 衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,342,779	210	12,900	8,583	2,321,086	178,362
			2.予防費	234,036	4,972		950	228,114	17,529
			3.母子保健費	74,606	6,746		1,902	65,958	5,068
社会保険	3 民生費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	512,723	307,152			205,571	15,797
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	738,155	125,977			612,178	47,042
			4.介護保険費	750,389	27,973			722,416	55,514
合 計				11,034,916	3,984,250	305,700	498,572	6,246,394	480,000

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。